

証券コード 7690
令和4年1月13日

株 主 各 位

神奈川県横浜市青葉区あざみ野一丁目4番地3
カ レ ン ト 自 動 車 株 式 会 社
代表取締役社長 江頭 大介

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年1月27日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 令和4年1月28日（金曜日）午前10時00分 |
| 2. 場 所 | 当社 新横浜オフィス 会議室 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番地11 金子第一ビル2階 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第21期（自 令和2年11月1日 至 令和3年10月31日）の事業報告の内容 報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 第21期（自 令和2年11月1日 至 令和3年10月31日）の 計算書類承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 特定の株主からの自己株式取得の件 |
| 第6号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |
| 第7号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.currentmotor.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(自 令和2年11月1日)
(至 令和3年10月31日)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じながら、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、企業活動の抑制や行動制限がありながらも厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待されました。しかし、オミクロン株など変異したウイルスの感染症拡大の懸念などにより、未だ終息時期の見通しが立っておらず、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。自動車業界においては、新車の需要が大きく落ち込んだ昨年度に比べて持ち直してきているものの以前の水準に戻るにはまだ時間を要する状況です。自動車アフターマーケット領域では、中古車の需要が増加し、国内の中古車市場は堅調に推移しました。

これらの結果、当事業年度の売上高は5,720,249千円（前事業年度比96.4%増）となり、営業利益は427,104千円（同99.4%増）、経常利益は420,323千円（同96.9%増）、当期純利益は262,571千円（同78.4%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

当事業年度中においては、運転資金を目的として、主には横浜銀行より短期借入金150,000千円を調達いたしました。

(3) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属する自動車流通業界におきましては、「若者の車離れ」などの言葉に象徴されるよう、今後の市場動向を懸念する声があがっています。現在は国内における自動車の販売台数は堅調ではあるものの、こうした傾向が半永久的に続くことは期待しづらく、こうした状況下、お客様に高品質な商品を提供し、継続的な成長と安定した収益を確保するために、当社は次のとおり取り組んでおります。

①認知度の向上及び企業ブランドの確立

市場における存在感に比して、競合他社よりも認知度が低いことが課題となっております。今後も高付加価値の商品供給や他の追従を許さないサービスにより顧客への提供価値を高め、企業としての信頼を得ていくと同時に、ITを活用し

た適切な広告展開及び広報活動の強化により、認知度の向上及び企業ブランドの確立に努めてまいります。

②事業の多角化

輸入車・旧車に特化した強みを生かした多角的経営（ガジュマル経営）を目指しながら、特に「カーテック」と呼ばれる分野（自動車×情報）への進出を進めることで、単一セグメント特有のリスク回避を徹底してまいります。

③経営基盤の強化

経営基盤の安定と発展のため、持続可能な販売網の拡大、さらには販売先のニーズに対応するために買取による仕入体制の強化を模索してまいります。

また、資金調達手段の多様化を充分活用し、当社の資本増強をおこない、経営基盤の強化をはかってまいります。

(5) 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 18 期 平成 30 年 10 月期 | 第 19 期 令和元年 10 月期 | 第 20 期 令和 2 年 10 月期 | 第 21 期 令和 3 年 10 月期 |
|---------------|----------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 売上高（千円） | 1,397,260 | 2,223,182 | 2,912,318 | 5,720,249 |
| 経常利益(千円) | 48,532 | 142,706 | 213,449 | 420,323 |
| 当期純利益（千円） | 33,449 | 44,954 | 147,215 | 262,571 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 55.75 | 74.92 | 245.36 | 437.62 |
| 総資産（千円） | 680,948 | 733,188 | 1,097,905 | 1,642,799 |
| 純資産（千円） | 86,380 | 131,335 | 278,550 | 541,122 |
| 1株当たり純資産(円) | 143.97 | 218.89 | 464.25 | 901.87 |

(注) 当社は、令和2年2月27日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

該当するものはございません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社（カレント自動車株式会社）、連結子会社2社及び持分法非適用関連会社1社で構成されており、自動車のアフターマーケット領域で事業展開をしております。

「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、車を通じて人々の幸せと社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、輸入車・旧車に長年特化してきたことにより培った専門性・技術力を活かし、次の通り事業を行っております。なお、当社は「車両及びその関連事業」の単一セグメントですが、単一セグメントによるリスクを回避すべく、周辺事業を多角展開しております。

【車両事業】

①自動車買取事業

自社で運営するWEBサイト「外車王」等を通じて、長年培ったノウハウを活かした適正査定のもと、全国のユーザー様から中古車を買取り、修理・修復を施し、オートオークション等を通じ市場に再流通又は当社の自動車販売事業を通じて販売しております。

②自動車販売事業

輸入名車専門店として車好きのマニア層に人気の高い中古車モデルを、徹底した品質管理のもと全国のエンドユーザー様へ販売しております。

【車両関連事業】

③IT事業

WEBサイトを通じて、自動車に係る消費者の買取査定依頼案件を提携パートナーに紹介しております。

④パーツサプライ事業

輸入車に特化したパーツの供給事業を行っております。持分法非適用関連会社のFairview International Trading, LLC及びその他の海外部品商から低価格で高品質なパーツ、入手困難なパーツを輸入し、整備事業者への卸売りを行っております。通常パーツに加えて自社パーツブランド“CRT”シリーズを、整備工場を中心に販売しております。また、ECサイト「EURO AUTO」を自社運営し、通信販売も行っております。

⑤修理・整備事業

連結子会社の株式会社カレントテックセンターが車両整備工場を運営しております。自動車システムメーカーBOSCH認定の自動車整備工場であり、輸入車の修理、整備、車検、板金サービスを旧車から最新モデルまで幅広く提供しております。また、連結子会社ICIN株式会社が展開するフランチャイズ事業である「Dr. 輸入車」（後述）の旗艦店としての機能も兼ねております。

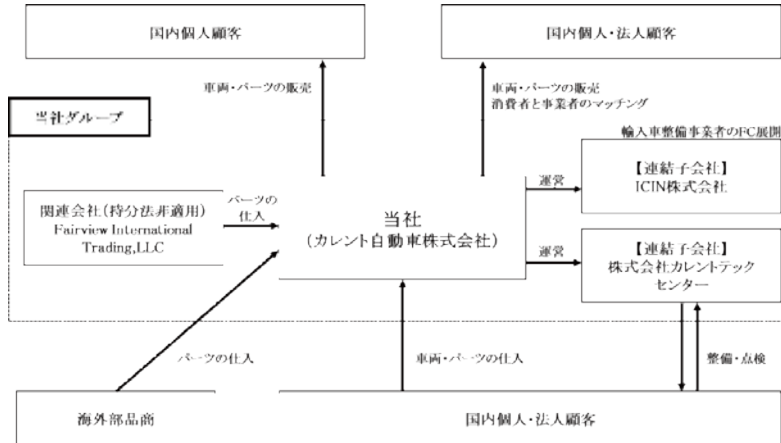
⑥整備ネットワーク事業

連結子会社のICIN株式会社の運営を通して、「輸入車整備に特化した整備事業者」のフランチャイズ展開を行い、「Dr. 輸入車」のFC本部として加盟店へ輸入車整備工場運営に関するノウハウ・技術・研修・ツールを提供しております。

⑦その他事業

クラシックカーのEV（電気自動車）へのコンバートサービスを行っております。

事業系統図



(8) 主要な営業所及び並びに使用人の状況 (令和3年10月31日現在)

①営業所

| 名称 | 所在地 |
|--------|---------------------|
| 本社 | 横浜市青葉区あざみ野一丁目4番地3 |
| ショールーム | 横浜市青葉区美しが丘四丁目52番地16 |
| 渋谷事業所 | 東京都渋谷区渋谷二丁目10番15号 |

②使用人の状況 (令和3年10月31日現在)

| 使用人数 (名) | 前期末増減 (名) | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数 (年) |
|----------|-----------|----------|------------|
| 36 (12) | 10 (2) | 32.0 | 1.97 |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()外数として記載しております。

③労働組織の状況

労働組織は結成されておりましたが、労使関係は円満に推移しております。

(9) 主要な借入先（令和3年10月31日現在）

| 借入先 | 借入残高（千円） |
|-----------|----------|
| ㈱横浜銀行 | 432,558 |
| ㈱日本政策金融公庫 | 80,992 |
| ㈱商工組合中央金庫 | 56,320 |
| ㈱りそな銀行 | 50,000 |
| 川崎信用金庫 | 20,000 |
| 計 | 639,870 |

(10) その他会社の状況に関する重要な事項
該当するものはございません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000 株
- (2) 発行済株式の総数 600,000 株
- (3) 株主数 8 名
- (4) 大株主

| 株主名 | 株式数 | 所有比率 | 備考 |
|-----------------|-----------|--------|--------------------|
| ディーイー工業 合同会社 | 240,000 株 | 40.0% | 代表取締役社長の資産 管理会社 |
| 江頭大介氏 | 239,900 株 | 39.9% | 代表取締役社長 |
| 竹下智彦氏 | 60,000 株 | 10.0% | 専務取締役 |
| 渡辺一世氏 | 30,000 株 | 5.0% | 取締役 |
| 鈴木大基氏 | 12,000 株 | 2.0% | |
| 石原直人氏 | 12,000 株 | 2.0% | 従業員 |
| 都築哲平氏 | 6,000 株 | 1.0% | 監査役 |
| 株式会社 ユナイトフォー | 100 株 | 0.1% | |
| 合計 | 600,000 株 | 100.0% | |

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません

3. 新株予約権に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況
該当するものはございません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況
該当するものはございません。
- (3) その他新株予約権等の状況
①令和3年10月15日付発行の当社第1回新株予約権の内容

| | |
|---------------|--|
| 発行決議日 | 令和3年10月15日 |
| 新株予約権の数 | 第1回新株予約権：5,130個 |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 第1回新株予約権：5,130株 |
| 新株予約権の払込金額 | 第1回新株予約権：1個あたり267.80円 |
| 行使価格 | 第1回新株予約権：5,759円 |
| 行使期間 | 令和5年11月1日から令和13年10月15日（但し、令和13年10月15日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする |
| 新株予約権の行使条件 | <p>（1）本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>（2）本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。</p> <p>①禁錮刑以上の刑に処せられた場合</p> <p>②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）</p> <p>③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合</p> <p>④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合</p> <p>⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合</p> <p>⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合</p> <p>⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合</p> <p>⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合</p> <p>（3）本新株予約権者は、令和5年10月期の事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における営業利益が660,000,000円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使</p> |
| 新株予約権の行使条件 | |

| | |
|------|--|
| | することができない。ただし、該当期間において株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を営業利益に足戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。 |
| 保有状況 | 木村伸太郎 第1回新株予約権：5,130個（5,130株） |

②令和3年10月15日付発行の当社第2回新株予約権の内容

| | |
|---------------|--|
| 発行決議日 | 令和3年10月15日 |
| 新株予約権の数 | 第2回新株予約権：11,970個 |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 第2回新株予約権：11,970株 |
| 新株予約権の払込金額 | 第2回新株予約権：1個あたり11.00円 |
| 行使価格 | 第2回新株予約権：5,759円 |
| 行使期間 | 令和8年11月1日から令和13年10月15日（但し、令和13年10月15日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする |
| 新株予約権の行使条件 | <p>（1）本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>（2）本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。</p> <p>①禁錮刑以上の刑に処せられた場合</p> <p>②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）</p> <p>③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合</p> |

| | |
|-------------------|--|
| <p>新株予約権の行使条件</p> | <p>④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 ⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 ⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 ⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合 (3) 本新株予約権者は、令和8年10月期の事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における営業利益が2,000,000,000円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、該当期間において株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を営業利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> |
| <p>保有状況</p> | <p>木村伸太郎 第2回新株予約権：11,970個（11,970株）</p> |

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

| 役職名 | 氏名 | 他の法人等との兼務状況等 |
|---------|-------|---|
| 代表取締役社長 | 江頭 大介 | 株式会社カレントテックセンター 代表取締役社長 ICIN 株式会社 代表取締役社長 |
| 取締役 | 竹下 智彦 | |
| 取締役 | 渡辺 一世 | |
| 取締役 | 佐藤 健司 | 株式会社ギガス 代表取締役会長 |
| 監査役 | 熊沢 文英 | |
| 監査役 | 都築 哲平 | 合同会社むさしのビズサポート代表社員 都築哲平税理士事務所 代表税理士 |

- (注) 1. 取締役佐藤健司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役熊沢文英氏及び都築哲平氏は、社外監査役であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 員数 | 報酬等の額 |
|------------------|------------|-------------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 4 名 (1) | 66,219 千円 (3,790) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 2 名 (2) | 14,000 千円 (14,000) |
| 合計 (うち社外役員) | 6 名 (3) | 80,219 千円 (17,790) |

(注) 上記報酬等の額には、令和 3 年 12 月 6 日開催の臨時取締役会において決議の役員賞与 15,778 千円(取締役 10,778 千円、監査役 5,000 千円)を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

取締役佐藤健司氏は、株式会社ギガス代表取締役会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役都築哲平氏は、合同会社むさしのビズサポート代表社員であります。また、都築哲平税理士事務所 代表税理士でもあります。当社とそれぞれの兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

| | 員数 |
|----------|---|
| 取締役 佐藤健司 | 令和3年1月22日の就任以降に開催された取締役会9回のうち9回に出席いたしました。会社経営全般に関して豊富な経験と知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役が果たすことが期待される役割を務めております。 |
| 監査役 熊沢文英 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。企業財務に関する豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 監査役 都築哲平 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に経営管理の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |

貸借対照表

(令和3年10月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 1,455,950 | 流動負債 | 945,242 |
| 現金及び預金 | 922,662 | 買掛金 | 112,110 |
| 売掛金 | 98,698 | 未払金 | 125,793 |
| 商品及び製品 | 398,341 | 未払費用 | 17,187 |
| 未収入金 | 21,343 | 短期借入金 | 450,000 |
| 立替金 | 1,813 | 1年内返済予定長期借入金 | 46,620 |
| 1年内返済予定長期貸付金 | 2,877 | 未払法人税等 | 91,840 |
| その他 | 27,222 | 未払消費税等 | 47,283 |
| 貸倒引当金 | △ 17,008 | 前受金 | 28,783 |
| 固定資産 | 186,848 | 賞与引当金 | 8,038 |
| 有形固定資産 | 36,927 | 役員賞与引当金 | 12,268 |
| 建物 | 17,281 | 製品保証引当金 | 91 |
| 構築物 | 28 | その他 | 5,224 |
| 車両運搬具 | 17,408 | 固定負債 | 156,434 |
| 工具器具備品 | 2,209 | 長期借入金 | 143,250 |
| 無形固定資産 | 6,412 | 退職給付引当金 | 1,207 |
| ソフトウェア | 4,404 | 資産除去債務 | 7,607 |
| のれん | 2,007 | その他 | 4,370 |
| 投資その他の資産 | 143,509 | 負債合計 | 1,101,677 |
| 投資有価証券 | 5,504 | 純資産の部 | |
| 関係会社株式 | 47,480 | 株主資本 | 541,122 |
| 長期貸付金 | 33,542 | 資本金 | 10,000 |
| 繰延税金資産 | 20,965 | 利益剰余金 | 531,122 |
| 敷金保証金 | 44,930 | その他利益剰余金 | 531,122 |
| その他 | 9,672 | 繰越利益剰余金 | 531,122 |
| 貸倒引当金 | △ 18,585 | 純資産合計 | 541,122 |
| 資産合計 | 1,642,799 | 負債純資産合計 | 1,642,799 |

損益計算書

(自 令和2年11月1日 至 令和3年10月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|---------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 5,720,249 |
| 売 上 原 価 | | 4,410,562 |
| 売 上 総 利 益 | | 1,309,686 |
| 販売費および一般管理費 | | 882,582 |
| 営 業 利 益 | | 427,104 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 514 | |
| 管 理 料 収 入 | 1,221 | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 912 | |
| そ の 他 | 840 | 3,490 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 8,114 | |
| 為 替 差 損 | 288 | |
| そ の 他 | 1,868 | 10,271 |
| 経 常 利 益 | | 420,323 |
| 特 別 損 失 | | |
| 貸倒引当金繰入額 | 30,884 | 30,884 |
| 税引前当期純利益 | | 389,438 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 122,796 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 4,070 | 126,867 |
| 当 期 純 利 益 | | 262,571 |

株主資本等変動計算書

(自 令和2年11月1日 至 令和3年10月31日)

(単位：千円)

| | 資本金 | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | 純資産合計 |
|---------|--------|---------------------|-------------|---------|---------|
| | | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 10,000 | 268,550 | 268,550 | 278,550 | 278,550 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | - | 262,571 | 262,571 | 262,571 | 262,571 |
| 当期変動額合計 | - | 262,571 | 262,571 | 262,571 | 262,571 |
| 当期末残高 | 10,000 | 531,122 | 531,122 | 541,122 | 541,122 |

個別注記表

自 令和2年11月1日 至 令和3年10月31日

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・投資有価証券、関係会社株式 … 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

・商品及び製品

車両 …………… 個別法

新品パーツ …… 総平均法

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法です。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～22年

構築物 15年

車両運搬具 2～6年

工具器具備品 3～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 3～5年

のれん 5年

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。貸倒実績がない場合においては、取引実績等に鑑みて合理的な割合を算定しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

④製品保証引当金

対象となる売上債権に対して発生実績率を乗じる方法により算出しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(5)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

| | |
|---------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 47,316 千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権・債務 | |
| 短期金銭債権 | 29,638 千円 |
| 長期金銭債権 | 33,542 千円 |
| 短期金銭債務 | 2,137 千円 |
| 長期金銭債務 | 4,370 千円 |

3. 損益計算書に関する注記

| | |
|-----------------|-----------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 13,149 千円 |
| 仕入高 | 19,359 千円 |
| その他の営業費用 | 2,288 千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 1,725 千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

| | |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 600,000 株 |
| (2) 当事業年度末日における自己株式の種類及び総数 | |
| 該当事項はありません。 | |

- (3) 配当に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

| | |
|--------------|-------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 9,966 千円 |
| 資産除去債務 | 2,587 千円 |
| 賞与引当金 | 2,733 千円 |
| 役員賞与引当金 | 4,172 千円 |
| 投資有価証券評価損 | 6,630 千円 |
| 貸倒引当金繰入限度超過額 | 11,571 千円 |
| その他 | <u>2,023 千円</u> |
| 繰延税金資産小計 | 39,685 千円 |
| 評価性引当額 | <u>△17,134 千円</u> |
| 繰延税金資産合計 | <u>22,551 千円</u> |

| | |
|-----------------|------------------|
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | <u>1,585 千円</u> |
| 繰延税金負債合計 | <u>1,585 千円</u> |
| 繰延税金資産の純額 | <u>20,965 千円</u> |

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。

また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はございません。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注2）をご参照ください。

| | 貸借対照表 計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------|----------------------|------------|------------|
| ①現金及び預金 | 922,662 | 922,662 | — |
| ②売掛金 | 98,698 | 98,698 | — |
| ③未収入金 | 21,343 | 21,343 | — |
| ④長期貸付金（1年内回収予定を含む） | 36,419 | 36,322 | △97 |
| 資産計 | 1,079,124 | 1,079,026 | △97 |
| ①買掛金 | 112,110 | 112,110 | — |
| ②未払金 | 125,793 | 125,793 | — |
| ③未払費用 | 17,187 | 17,187 | — |
| ④短期借入金 | 450,000 | 450,000 | — |
| ⑤長期借入金（1年内返済予定を含む） | 139,870 | 139,431 | △438 |
| 負債計 | 844,961 | 844,523 | △438 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金、②売掛金、③未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④長期貸付金（１年内回収予定を含む）

長期貸付金については、その将来キャッシュ・フローを同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。破産更生債権等に該当するものについては、回収見込額等について貸倒見積高を算定し直接控除しているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

①買掛金、②未払金、③未払費用、④短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤長期借入金（１年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

| | 当事業年度末 (千円) |
|-----------|----------------|
| 投資有価証券 ※1 | 5,504 |
| 関係会社株式 ※1 | 47,480 |
| 敷金保証金 ※2 | 44,930 |
| 長期借入金 ※3 | 50,000 |

※1 これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、記載しておりません。

※2 将来の償還予定時期が合理的に見込めない敷金及び保証金については、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、記載しておりません。

※3 長期借入金に含まれる「資本性ローン」は、会社の業績に基づいて返済条件が変動し、時価を把握することが極めて困難であると考えられるため、⑤長期借入金（１年内返済予定を含む）には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 現金及び預金 | 922,662 | — | — | — | — | — |
| 売掛金 | 98,698 | — | — | — | — | — |
| 未収入金 | 21,343 | — | — | — | — | — |
| 長期貸付金 | 2,877 | 2,923 | 2,970 | 3,018 | 3,067 | 21,561 |
| 合計 | 1,045,581 | 2,923 | 2,970 | 3,018 | 3,067 | 21,561 |

4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 450,000 | — | — | — | — | — |
| 長期借入金 | 46,620 | 49,502 | 30,664 | 7,364 | 2,016 | 3,704 |
| 合計 | 496,620 | 49,502 | 30,664 | 7,364 | 2,016 | 3,704 |

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の 名称 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) (注3) | 科目 | 期末残高 (千円) (注3) |
|-----|------------------|------------------------|----------------|---------------|----------------------|------------------------------------|----------------------------|
| 子会社 | ㈩カレント テックセンター | 所有 直接100% | 資金の貸付 役員の兼任 | 利息の受取 (注1) | 486 | 長期貸付金 1年内返済予定 長期貸付金 貸倒引当金 | 33,542 2,877 △18,585 |
| 子会社 | ICIN㈱ | 所有 直接64% | 経営管理 役員の兼任 | 管理料収入 (注2) | 1,221 | — | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 管理料については、業務の内容を勘案して決定しております。
3. 上記の金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 901円87銭
- (2) 1株当たり当期純利益 437円62銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

令和2年11月1日から令和3年10月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、内部監査及び監査法人コスモスによる財務諸表監査の実施状況及び結果について報告を受けました。また、取締役会において報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和3年12月24日

カレント自動車株式会社

監査役（社外監査役） 熊沢 文英 ㊞

監査役（社外監査役） 都築 哲平 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第21期（令和2年11月1日から令和3年10月31日まで）の計算書類承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社第21期計算書類の承認をお願いするものであります。貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容につきましては、添付書類（14ページから22ページ）に記載のとおりであります。

当社取締役会は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきまして、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 経営状況や経営環境の変化に迅速に対応し、当社グループの成長戦略を着実に実行すること及び危機管理等の機能を強化し企業統治の一層の拡充を図るために取締役の員数を8名以内に変更するものであります。
- (2) 経営体制の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンス体制の強化の一環として、取締役会の監査機能の向上と監査の実効性をより高めるため、監査役の員数を3名以内とし、監査役会設置会社に移行するものであります。
- (3) 従業員の増員に対応するため本社を移転し、経営効率向上を図ることに伴い、本店所在地を横浜市とし、柔軟に対応できるように変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| 第1章総則 | 第1章総則 |
| 第1条～第2条 (条文省略) | 第1条～第2条 (条文省略) |
| 第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を <u>横浜市青葉区</u> に置く。 | 第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を <u>横浜市</u> に置く。 |
| 第4条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新設) | 第4条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> |
| 第5条～第18条 (条文省略) | 第5条～第18条 (条文省略) |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p data-bbox="474 338 731 359">第4章取締役および取締役会</p> <p data-bbox="414 397 737 450">第19条（取締役の員数） 当社の取締役は、<u>5名</u>以内とする。</p> <p data-bbox="414 485 659 506">第20条～第29条（条文省略）</p> <p data-bbox="542 541 663 562">第5章監査役</p> <p data-bbox="414 601 737 654">第30条（監査役の員数） 当社の監査役は、<u>2名</u>以内とする。</p> <p data-bbox="414 689 659 710">第31条～第32条（条文省略）</p> <p data-bbox="424 748 482 769">（新設）</p> <p data-bbox="424 864 482 886">（新設）</p> <p data-bbox="424 1127 482 1149">（新設）</p> | <p data-bbox="870 338 1127 359">第4章取締役および取締役会</p> <p data-bbox="810 397 1134 450">第19条（取締役の員数） 当社の取締役は、<u>8名</u>以内とする。</p> <p data-bbox="810 485 1055 506">第20条～第29条（条文省略）</p> <p data-bbox="870 541 1127 562">第5章監査役および監査役会</p> <p data-bbox="810 601 1134 654">第30条（監査役の員数） 当社の監査役は、<u>3名</u>以内とする。</p> <p data-bbox="810 689 1055 710">第31条～第32条（条文省略）</p> <p data-bbox="810 748 1185 828"><u>第33条（常勤監査役）</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p data-bbox="810 864 1185 1005"><u>第34条（監査役会の招集）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="810 1010 1185 1090"><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p data-bbox="810 1127 1185 1295"><u>第35条（監査役会の議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(新設)</p> <p>第33条 (報酬等)</p> <p>第34条 (責任免除)</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p> | <p>第36条 (監査役会規程) <u>監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。</u></p> <p>第37条 (監査役の報酬等)</p> <p>第38条 (監査役の責任免除)</p> <p>第39条～第42条 (条文省略)</p> |

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため取締役を1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 生年月日 | 略歴 | | 所有 株式数 (千株) |
|-----------|-----------------------------------|---|---|-------------------|
| 1 | まがしら だいすけ 江頭 大介 昭和51年2月6日 | 平成6年4月 平成12年5月 平成12年12月 平成18年12月 平成28年12月 | 東京電力株式会社（現東京電力 ホールディングス株式会社） 入社 ガレージカレント（現当社） 創業 有限会社ガレージカレント（現 当社）代表取締役社長就任（現 任） 株式会社カレントテックセン ター 代表取締役社長就任（現 任） ICIN 株式会社 代表取締役社長就任（現任） | 239 |
| 2 | たけした ともひろ 竹下 智彦 昭和52年11月11日 | 平成13年4月 平成15年5月 平成24年11月 | いすゞ自動車株式会社 入社 有限会社ガレージカレント（現 当社）入社 当社専務取締役就任（現任） | 60 |
| 3 | おたなべ いっせい 渡辺 一世 昭和57年1月10日 | 平成20年3月 平成21年5月 平成24年2月 平成27年4月 平成27年8月 | GMOマーケティング株式会社 入社 株式会社いえらぶ GROUP 入社 株式会社J・Grip 入社 株式会社エスティール 取締役就任 当社取締役就任（現任） | 30 |

| 候補者 番号 | 氏 名 生年月日 | 略歴 | | 所有 株式数 (千株) |
|-----------|---|--|---|-------------------|
| 4 | きとろう けんじ 佐藤 健司 昭和 28 年 9 月 11 日 | 昭和 53 年 4 月 昭和 56 年 10 月 昭和 63 年 3 月 平成元年 4 月 平成 2 年 3 月 平成 5 年 6 月 平成 16 年 1 月 平成 16 年 4 月 平成 23 年 6 月 平成 28 年 7 月 平成 28 年 7 月 平成 29 年 7 月 令和 3 年 1 月 | トヨタ自動車販売株式会社（現ト ヨタ自動車株式会社）入社 関西電波工業株式会社（現株式会 社ギガス）入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 株式会社ケーズホールディングス 取締役 同社取締役副社長 同社取締役副会長（平成 30 年 6 月退任） 大手家電流通協会会長 公益社団法人 全国家庭電気製品 公正取引協議会副会長 株式会社ギガス 代表取締役会長（現任） 当社取締役就任（現任） | — |
| 5 | はやし やすひろ 林 靖浩 (※) 昭和 55 年 9 月 13 日 | 平成 11 年 4 月 平成 19 年 9 月 平成 22 年 1 月 平成 25 年 7 月 令和 3 年 2 月 | 山文商事株式会社 入社 株式会社ネットテン 入社 株式会社いえらぶ GROUP 入社 株式会社エンレポリューション 入社 当社 IT 事業部 事業部長（現任） | — |

(注1) ※は、新任取締役候補であります。

(注2) 取締役候補者のうち、佐藤健司氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に定める
 社外取締役候補であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補であります。

(注3) 佐藤健司氏の選任理由につきましては、既に1年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意見決定に際して適切な指導をお願いできると判断致しました。

第4号議案 監査役1名選任の件

第2号議案 定款一部変更の件が原案どおり承認可決されますと、当社は監査役会設置会社に移行いたします。

つきましては、経営体制の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンス体制の強化の一環として、監査役1名の増員をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役協議会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 生年月日 | 略歴 | | 所有 株式数 (千株) |
|-----------|-----------------------------|----------|-----------------------|-------------------|
| 1 | 宇賀村 彰彦 あきひろ 昭和49年9月4日 | 平成10年10月 | 公認会計士第2次試験合格 | — |
| | | 平成10年10月 | 中央監査法人入所 | |
| | | 平成14年4月 | 公認会計士登録 | |
| | | 平成21年9月 | 弁護士登録 | |
| | | 平成21年9月 | 鳥飼総合法律事務所入所 | |
| | | 平成28年1月 | 和田倉門法律事務所パートナー就任 | |
| | | 平成29年8月 | 宇賀村・澤田法律事務所開設代表就任(現任) | |

(注1) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 宇賀村彰彦氏は、社外監査役候補者であります。

(注3) 宇賀村彰彦氏の選任理由につきましては、公認会計士及び弁護士として専門的知見及び経営に関する豊富な経験・知見を有しており、客観的・専門的な視点からの監査・監督機能強化に十分な役割を果たしていただけるものと考えているためであります。

(注4) 当社は、宇賀村彰彦氏との間で定款の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 特定の株主からの自己株式取得の件

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、資本効率の向上と経営の透明性をより高めるため、株主還元策の一環として自己株式の取得につきましても検討して参りました。この度、連結子会社の元従業員である鈴木大基氏から当社株式について当社への売却の打診を受けました。その後、直近の売買価格（令和2年5月20日）及び、その後の東京証券取引所の基準値である2,100円、並びに、令和3年12月15日公表の直近の決算短信を含む経営成績を勘案し、鈴木氏と協議を重ねた結果、1株につき3,900円での当社による自己株式取得を行う方法で合意に至り、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、相対取引による自己株式の取得を行うことといたしました。

2. 取得に係る事項の内容

| | |
|---------------------------|------------------------------|
| (1)取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2)取得する株式の総数 | 12,000株 発行済株式数に対する割合 2.0% |
| (3)株式の取得価格の総額 | 46,800,000円 |
| (4)株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額 | 3,900円 |
| (5)取得期間 | 令和4年2月1日から同年2月28日まで |
| (6)取得先 | 鈴木大基 |

3. 取得先の概要

| | |
|-----------------|-----------------|
| (1)氏名 | 鈴木大基 |
| (2)住所 | 静岡県島田市 |
| (3)上場会社と当該個人の関係 | 連結子会社の元従業員であります |

4. その他

鈴木大基氏以外の株主の皆様におかれましては、会社法第160条第3項に基づき、当社定時株主総会開催日の5日前までに、当社に対し、本自己株式取得の相手方である鈴木大基氏に加えて、自己を本自己株式取得の相手方（売主）として追加するよう請求することができます（以下、「売主追加請求」といいます。）。

売主追加請求が行われた場合には、売主追加請求を行った株主の皆様を本自己株式取得の相手方として追加するよう本議案を修正いたします。かかる修正が行われた場合、株主の皆様が当社に修正した修正前の本議案に賛成する旨の委任状は修正後の議案についても賛成するものとして取扱い、修正前の本議案に反対する旨の委任状は修正後の議案についても反対するものとして取扱うことといたし

ます。

具体的な売主追加請求の方法として、株主の皆様におかれましては、「社債、株式等の振替に関する法律」第154条に基づき、お取引のある証券会社に個別株主通知の申出をしていただいたうえで、当社に対して個別株主通知申出書受付票及び記名押印がなされた売主追加請求を行う旨の書面を令和4年1月23日（日曜日）までに当社に到着するようご提出いただくこととなります。

当該通知を受領した株主の皆様からの株式の譲渡しの申込があった株式の数が、当該通知に記載する取得総数を上回った場合には、それぞれの株主の皆様から譲り受ける株式の数は、会社法第159条第2項に従って按分されることとなります。

（ご参考） 令和4年1月27日時点の自己株式の保有

| | |
|---------|----------|
| 発行済株式総数 | 600,000株 |
| 自己株式数 | －株 |

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、平成31年1月24日開催の第18期定時株主総会において、年額100百万円以内としてご承認いただいております。その後のコーポレート・ガバナンスの強化等の社会要請等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額200百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

現在の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）ですが、第3号議案が原案通り承認可決されますと5名（うち社外取締役は1名）となります。

第7号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額につきましては、平成31年1月24日開催の第18期定時株主総会において、年額10百万円以内としてご承認いただいております。その後の監査機能強化の社会要請等諸般の事情を考慮して、監査役の報酬額を年額30百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は、2名（うち社外監査役2名）ですが、第4号議案が原案通り承認可決されますと3名（うち社外監査役は3名）となります。

株主総会会場へのご案内

会場 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番地11
当社 新横浜オフィス 会議室



交通のご案内

- ▶ JR横浜線「新横浜駅」下車（徒歩1分）
 - ▶ 横浜市営地下鉄ブルーライン「新横浜駅」下車（徒歩0分）
- お車でお越しの際は近隣のコインパーキングをご利用ください。